

幼児教育・保育の無償化説明書



幼児教育の重要性を認識した国が、両親の就労に関わらず、すべての子ども達に幼児教育を受けてもらうため、また教育費を抑えるために新しい制度を始めています。

平成27年度から施行された「子ども・子育て新制度」及び、令和1年度から開始された「幼児教育・保育の無償化」に伴い、当園（認定こども園）では、どのように利用できるかを詳細にご説明いたします。

1.概要

- 「子ども・子育て新制度」で始まった**認定こども園制度**では、従来の幼稚園児さんは**1号認定児**となります。両親が就労されており、それまで保育園に行かざるを得なかった子ども達は**2号認定児**となり、国に認定された認定こども園で1号認定児と一緒に幼稚園教育を受けることができ、毎日の預かり保育も無償となります。
- 上記の制度に加え、令和1年度の10月から所得税が10%に上がりました。その財源を利用して、「**幼児教育・保育の無償化**」制度が開始されました。こちらの制度では、**3歳～5歳（就学前）までの全てのこどもたちの認定こども園の基本保育料が無償化**されます。

※園が独自に徴収している「入園時にかかる費用」「特定保育料」「実費保育料」は無償にはなりません。

また、この「幼児教育・保育の無償化」制度では、従来の1号・2号認定に加えて新2号認定という新しい認定が追加されます。この「**新2号認定児**」は、基本保育料に加え、日々の預り保育料が一部無償化（キャッシュバック）されます。

2.認定と入園方法

- 1号認定の方**
1号認定児の令和4年度入園児募集は、9月1日～願書配布、10月1日受付です。願書を受付し、入園面接が終了した時点で入園が決定します。1号認定児の認定手続は園がまとめて豊中市に行います。
- 2号認定の方（連携施設〈あつぷるこども園〉よりの進級児）**
令和3年10月～11月くらいに、豊中市子ども未来部に継続書類の提出をします。その時点で3号認定から令和4年度の2号認定の在籍となります。
- 2号認定の方（2号認定で新入園児として入園する方）**
前年度の12月25日までに2号認定の申請書類一式を豊中市子ども未来部、又は幼稚園までご提出ください。当園の2号認定定員を考慮し、豊中市が点数（指数）順に利用調整を行います。令和4年度2月下旬に決定されます。
（定員が一杯の場合、入園できないことがあります）
- 2号認定の方（在園児で2号認定に変更する方）**
変更する前月の5日までに2号認定の申請書類一式を豊中市子ども未来部、又は幼稚園までご提出ください。当園の2号認定定員を考慮し、豊中市が点数（指数）順に利用調整を行います。前月の25日くらいまでに決定されます。
（定員が一杯の場合、変更できないことがあります）
- 新2号認定の方（新入園児または在園児で新2号認定に変更する方）**
変更する前月までに新2号認定の申請書類一式を豊中市子ども未来部、又は幼稚園までご提出ください。定員はありませんので、要件に該当している方は翌日より新2号認定児となります。

2号・新2号認定要件について

- 保育の必要性がある方（保護者全員が下記の理由のいずれかに該当している状態です）
 - ①就労（月120時間以上/2号標準、月64時間以上/2号短時間・新2号）—勤務先の就労証明
 - ②就学（月120時間以上/2号標準、月64時間以上/2号短時間・新2号）—学校の就学証明
 - ③保護者の疾病・障害 ————— 医師による（疾病・障害のため保育ができない）証明
 - ④同居親族の介護・看護 ————— 医師による（介護・看護のため保育ができない）証明
 - ⑤妊娠出産（前後8週間） ————— 母子手帳のコピー
 その他、災害復旧・求職活動など、詳しくは裏面にて。

3.保育料について

- 1号認定の方
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です。
・ 教育時間（1号認定）8時～14時30分まで
- 2号認定の方
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です。
・ 保育時間（2号標準認定）7時～18時まで（教育時間含む）
・ 保育時間（2号短時間認定）9時～17時まで（教育時間含む）
- 新2号認定の方（在園児で1号認定から新2号認定に変更する方）
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
預かり保育利用料から（450円/日・最大11,300円）のキャッシュバックが受けられます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です

変更の際は「認定変更届」を市役所より先に園にご提出ください

4.昼食について

- 1号・2号・新2号認定全て
月・火・木は園負担で給食を提供いたします。金曜日はお弁当持参です。
1号・新2号認定児の水曜日の預り保育時 お弁当をご持参ください。
2号認定児の水曜日の2号保育中 実費で給食を注文することもできます。
（※アレルギー及び土曜日の給食には対応できません）

5.預り保育（ファミリークラス）について

- 1号認定児でお仕事やご用事などで預り保育の利用を希望される方(前月25日までに予約表でご予約ください)

月・火・木・金曜日	： 15時から18時まで	（ 450円）
水曜日	： 12時から18時まで	（ 900円）
土曜日(保育の無い)	： 8時から18時まで	（1,500円）注…土曜日の預り保育利用には勤務証明が必要です。
延長保育	： 18時から19時まで	（ 150円）
早朝保育	： 7時から 8時まで	（ 150円）
- 2号認定標準時間

月曜日～土曜日	： 7時から18時まで	（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
延長保育	： 18時から19時まで	（ 200円）
- 2号認定短時間

月曜日～金曜日	： 9時から17時まで	（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
延長保育	： 17時から19時まで	（ 200円/1時間）
早朝保育	： 7時から 8時まで	（ 200円/1時間）注…8時以降は教育時間としてクラスに入ります。
- 新2号認定…利用方法は1号認定と同じです。（前月25日までに予約表でご予約ください）

※利用料は一旦今まで通りお支払頂き、園から月締めで領収書を発行します。利用日数を園から市に申請し、補助金額を請求します。3か月づつ4期に分けて利用した日数×450円（1か月最大11,300円まで）キャッシュバックされます。

午後保育日	： 15時から18時まで	（ 450円－450円＝ 0円）
午前保育日(3h)	： 12時から15時まで	（ 450円－450円＝ 0円）
午前保育日(6h)	： 12時から18時まで	（ 900円－450円＝ 450円）
土曜日(保育の無い)	： 8時から18時まで	（1,500円－450円＝1,050円）
延長保育	： 18時から19時まで	（ 150円）
早朝保育	： 7時から 8時まで	（ 150円－150円＝ 0円）注…早朝保育のみの場合

新2号認定
預かり保育シュミレーション▶

預かり保育を週5日利用した場合（午後保育日17日+午前保育日4日=計21日）
450円×17日+900円×4日＝11,250円
－（キャッシュバック）450円×21日＝ 9,450円
＝（新2号認定児）利用者負担額 ＝ 1,800円（午前保育日4日分のみ）